

## 福祉サービス第三者評価の結果

令和 6 年 3 月 7 日提出（評価機関→推進委員会）



## 1 施設・事業所情報

## (1) 事業所概況

事業所名称 (施設名)	児童養護施設藤聖母園	種 別	児童養護施設		
代表者氏名 (管理者)	園長 萩谷 寛	開 設 年月日	昭和 27 年 5 月 9 日		
設置主体 (法人名称)	社会福祉法人藤聖母園	定 員	46 名	利用人数	34 名
所在地	〒030-0841 青森県青森市奥野 3 丁目 7 番 1 号				
連絡先電話	017-734-0489	F A X 電話	017-734-2344		
ホームページアドレス	<a href="https://www.fujiseiboen.or.jp/index.html">https://www.fujiseiboen.or.jp/index.html</a>				
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数	(受審履歴)			
	3 回	平成 26 年度、平成 29 年度、令和 2 年度			

## (2) 基本情報 ※必要に応じて写真等追加可能

理念・基本方針	<p>法人の基本理念 「(キリスト教の人間愛の教えを原点に) 一人ひとりがかけがえのない存在として 生きること」</p> <p>藤聖母園の基本方針 「入所児童一人一人が、かけがえのない存在であることを基本に、児童と職員との信頼関係を築き、共同生活の中に家庭の機能を最大限に発揮して養育に当たる。また、いろいろな体験をとおし児童各々の資質向上を図り、その自立支援、自己実現に向かって援助する。更に、キリストの愛に応えて、ホームごとの目標に向かって個別的、集団的に、その時々行動を通して養育する。」</p> <p>養育指導目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静かに神を憶い、全てに感謝する人</li> <li>・ 健康で明るい人</li> <li>・ 自主的で、創造性豊かな人</li> <li>・ 人の話を聞き分ける知恵と自己抑制に励む人</li> <li>・ 人に迷惑をかけず思いやりのある人</li> <li>・ 積極的な奉仕活動と善に励み最後までやり抜く人</li> </ul>
---------	---

		<b>本年度の重点目標</b> 「自分の心を見つめ、自他を大切に子ども」							
<b>サービス内容（事業内容）</b>				<b>施設の主な行事</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援のための積極的な取り組み</li> <li>・虐待児童や発達障害児童への心理療法指導</li> <li>・医療的支援</li> <li>・里親支援</li> <li>・家庭支援</li> <li>・学力向上策</li> <li>・幼児教育の充実</li> <li>・自動の自主的活動への支援</li> <li>・性と生の学びの推進</li> <li>・支援会議及びグループ会議</li> <li>・食育への取り組み等</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休みホーム行事</li> <li>・マリア祭</li> <li>・園内ホームクリスマス</li> <li>・卒業卒園感謝の集い</li> <li>・感謝とスタートの集い</li> <li>・ハローウィン</li> <li>・お正月</li> <li>・運動会</li> </ul>					
<b>その他特徴的な取組</b>		<p>「藤聖母園」は、青森県内で最も歴史のある児童養護施設であり、伝統と実践の蓄積をもとに運営されています。地域小規模児童養護施設も運営しています。園には体育館、グラウンド、「児童研修センター」「児童発達支援センター」等があり、すぐ隣には認定こども園があります。</p> <p>法人内には児童、障害、高齢への支援のための事業を展開し、地域ニーズに応えています。特徴的な取り組みは地域との連携が密で良好であり、地域交流お花見会、地域交流クリスマス会、防災訓練など一体的に行っている点です。次に運営審議会を設置し、園の「みえる化」に取り組んでいることです。園長のリーダーシップと職員の主体的・積極的な運営への参画から園の熱意を感じます。何よりも子どもの安全・安心に最大限の配慮と「子どもの人権と権利擁護」への細心の配慮がされていることです。</p> <p>入所児童への熱意・情熱を持った支援と客観的な事業運営がなされていると感じます。</p>							
<b>居室概要</b>				<b>居室以外の施設整備の概要</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット式ホーム（個室各4）</li> <li>・男子ホーム</li> <li>・女子ホーム</li> <li>・幼児ホーム（個室4、和室1、居間1）</li> <li>・地域小規模児童養護施設</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿直室</li> <li>・押入</li> <li>・指導室</li> <li>・物入</li> <li>・脱衣所</li> <li>・浴室</li> <li>・台所</li> <li>・便所</li> </ul>					
<b>職員の配置 47名</b>									
<b>職 種</b>		<b>人 数</b>			<b>職 種</b>		<b>人 数</b>		
園長	1	常 勤	0	非常勤	栄養士	1	常 勤	0	非常勤
副園長	1	常 勤	0	非常勤	嘱託医師 歯科医師	0	常 勤	2	非常勤
児童指導員	11	常 勤	0	非常勤	調理員等 その他職員	16	常 勤	0	非常勤
保育士	9	常 勤	0	非常勤		0	常 勤	0	非常勤
心理療法担当職員	1	常 勤	0	非常勤		0	常 勤	0	非常勤
個別対応職員	1	常 勤	0	非常勤		0	常 勤	0	非常勤
家庭支援専門員	1	常 勤	0	非常勤		0	常 勤	0	非常勤
特別指導員	1	常 勤	0	非常勤		0	常 勤	0	非常勤
事務員	2	常 勤	0	非常勤					

## 2 評価結果総評

### ◎特に評価の高い点

- 小規模ホーム（各ユニット6名）により、より家庭的な環境での養育支援に努めています。日常生活の中で、多くの経験や学びができるように工夫されており、自分の役割や自主的な行動を、職員は応援し伴走者として見守っています。子どもにとって、「安心・安全な人や環境を提供できるように、「あたたかなおいしい食事」「安心できる睡眠」「プライバシーの確保がされた住環境」「自分の気持ちを表すことのできる大人の存在」等を大切に取り組まれています。
- 第三者評価を受審後に改善に取り組んでいる姿勢がうかがえました。
- 職員が「子どもの立場から見て」を意識し実践し些細なことでも全職員で検討し、子どもの尊重や権利擁護、プライバシー保護への配慮等基本姿勢を理解し実践できています。
- 子どもからの意見や要望に園側が応えることで子どもたち自身の問題や課題に対する主体的な取り組みがなされています。
- 事業計画の概要版は子供たちへの周知に加え、花見やクリスマス会、防災訓練などの地域との交流の機会を捉えて周知を図られています。
- 多様な研修体制とサポート体制により離職者が少ないことが評価できます。
- コロナ禍にもかかわらず保育実習・社会福祉実習等やボランティアを受け入れています。

### ◎改善を求められる点

- 「特に改善を要する点」は見当たりませんでした。より望ましい施設づくりに必要な点としては、中・長期計画には人事計画（人件費計画）等を含めた収支計画が策定されること、地域との密接な関係を構築しているが、園の持つ専門的知識や技術を地域に活用する方法を検討すること、退所後の支援体制、例えば相談窓口の設置や担当者の明示することを望みます。
- 園内ネットワークに対応した記録の書き方のマニュアルやボランティア・実習生等が写真撮影・録画・録音等の禁止などを明示することなど、いくつかのマニュアルの充実が望まれます。子どもや保護者に見せたり配布するものは、もう少し図や絵があると良いのではないのでしょうか。また、アルバムに力を入れたら子どもはうれしいのではないのでしょうか。

## 3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

内部評価だけでは、細かなところまで判断しにくいところがある。そのため、外部の方からの客観的な評価をしていただくことにより、必要な取り組みの整理ができ、受審できてよかったと感じた。

評価機関	名 称	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
	所 在 地	〒030-0822 青森市中央3-20-30
	事業所との契約日	令和5年3月24日
	評価実施期間	令和5年9月13日／令和5年11月14日
	事業所への調査結果の報告	令和6年2月21日

(別紙)

## 第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<b>&lt;コメント&gt;</b> 法人の基本理念、園の基本方針はホームページに掲載され、園内にも掲示されています。また、園の要覧や園だよりでも明示し保護者の理解に努めています。園の基本方針は事業計画等にも掲載しています。意見箱の上に理念や方針、苦情解決の仕組み等をわかりやすく掲示し子どもに理解できるようにしている他、年2回の交流会やクリスマス会でも説明しています。職員には職員会議や事業計画、事業報告作成時期に周知を図っています。職員会議では法人理念を唱和しています。法人理念を職員誰もが理解できていることは高く評価できます。		

#### Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<b>&lt;コメント&gt;</b> 全国児童養護施設協議会（全養協）に加入して情報収集を行っています。福祉計画は、青森県その他、青森市、弘前市の内容等も確認して動向の把握に努めています。園は独立採算型となっており、予算や決算を理事会で報告しています。対象となる子どもの数が減り、経営的には大変であるとのことでした。また、職員配置を手厚くすることで取得できる加算も取得し経営改善に努めています。中期的な見直しから定員の見直し、小規模化、地域分散化を進めています。 具体的なデータ等の収集に基づき予測し、経営状況の把握を行い分析することを期待します。		
③	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<b>&lt;コメント&gt;</b> 経営状況は理事会に報告しているほか、事業計画・報告や予算・決算関係をホームページへ掲載しています。予算や決算は職員が確認できるようしており、今後の方向性や人員体制、組織の方向性等は職員会議等で説明しています。経営状況は運営会議等で半期ごとに確認し、年1回は職員会議等で課題を話し合い改善について検討しています。 職員からの意見や要望を表明できる機会とそれを取り入れて改善を図っていることは高く評価できます。職員へは会議等で経営に関する詳細な説明を行うことを期待します。		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 2029年までの中・長期計画と行程表を作成しています。段階的に小規模ケアを行うことは確認でき方向性を示しています。2029年度までの経営の見通しを持って運営を行っています。ただし、中・長期予算計画が作成されていない。 経営的な部分は入所数の変動、単位数なども変更があり具体的に示すことが難しいものの予算を含めた園のビジョンを示すことを期待します。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<コメント> 中長期計画に基づく事業計画と事業報告がなされ、中長期計画行程表の修正を行っています。年1回事業報告策定期間に職員からの意見や課題をもとに次年度事業計画を策定する仕組みとなっており職員会議で周知と検討がなされています。ホームや各委員会等で実施状況と次年度計画が検討され、職員会議で共有と検討が行われ、運営会議で決定されるようになっています。事業報告及び事業計画には全職員の意見が反映される仕組みになっていることは高く評価できます。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント> 事業報告及び事業計画は全職員の参画のもと作成され、職員会議等で検討が行われています。1月頃から全職員が事業計画の自己評価を行い、その評価結果をもとに2月頃に事業計画案を作成し、運営会議にて協議・決定しています。職員の自己評価は施設としての評価ではなく、個人として事業計画の内容を遂行できたかを評価しています。年2回の管理者との面接から要望が出され、職員会議で検討されています。6月に職員の自己評価が理事会にも提出されていることは高く評価できます。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> 子ども向けの事業計画を作成し、子どもにもわかるような表現としています。作成した子ども向けの事業計画は廊下の掲示板にも掲載しています。子どもたちへの説明は、ホームミーティングや子どもの自治会中で説明されています。園だよりに概要を記載し4月頃に保護者に郵送しています。事業計画の概要版は子供たちへの周知に加え、花見やクリスマス会、防災訓練等の地域との交流の機会を活用して周知を図っていることは高く評価できます。		

### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> 子どもへの支援は支援計画策定票→振り返り→グループリーダーとの話し合い→主任・事務所回覧→支援会議・職員会議→運営会議→グループ会議→支援計画策定表というPDCAサイクルが実施されており、組織として取り組んでいます。評価基準表に基づき職員は自己評価を年2回実施し、管理者との面談を行っていることは高く評価できます。		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園内ネットワークシステムにより必要な書類や事項を共有することができ、閲覧者や閲覧状況が確認できるようになっています。支援会議・職員会議で共有された情報や方針も園内ネットワークで共有化されています。閲覧状況も確認することができます。</p> <p>職員で共有された課題に対する改善や方針がどのように行われたかを明示し、共有することが望まれます。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>組織図、職務分掌等により園長の責務が明示され、職員会議や運営会議等各種会議、地域との交流の場、避難訓練等の機会に役割と責任を表明しています。園長不在時は副園長がその任を担っています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全養協からの情報、機関誌の定期購読、管理者研修、通知等で得た情報を職員会議で周知するほか、園内研修、グループに配布し何時でも確認できるようにしています。ただ、福祉関係全般にわたる情報が十分ではないようです。</p> <p>福祉関係全般や運営に必要な法令等の情報を得て、職員と共有することが望ましい。例えば、リスト化する方法も一つと考えられます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年2回の職員の自己評価と面接、ホーム会議、グループ会議、職員会議、各委員会等から持ち上がった課題を検討し、運営会議で検討と決定がなされています。園長は職員会議や各委員会等に出席して状況把握を行い、必要に応じて指導しています。OJTや園内研修、園外研修等を積極的に実施しています。また、職員の意見が反映される体制となっています。OJTや園内研修、園外研修等を積極的に実施して機能していること、また、職員が積極的に意見を表明して反映される体制となっていることは高く評価できます。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園は独立採算制であり、経営状況を把握し、職員に周知しています。職員は経営状況について理解し、経費節減に努力しています。配置基準以上の人員を配置し、各種加算を獲得しています。園の空きホームを活用し新たな事業も行っています。年度初めに有給休暇の予定を立て実施していることに加え、半年ごとに有給休暇の消化をチェックしています。有給休暇の希望があった場合、ホームごとの調整や必要に応じてグループリーダーが応援する等、職員の休暇希望の実現に努めています。有給休暇は1時間単位で取得できます。</p> <p>経営や運営のビジョンを具体的に示すことで、より職員の意欲喚起につながるのではないのでしょうか。</p>		

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は自己評価（目標や園の方針、運営等）を行い、園長等の管理者と半年ごとに面談しています。研修計画には基本方針、養護目標等が明示されおり、目指す職員像が理解できるようになっています。OJT を実施して職員定着に寄与しています。園内研修、園外研修、その他の各種研修は、階層別グループを考慮して行われるほか、個人研修計画票に基づき実施されている。個人研修計画作成により研修履歴が分かるようになっています。</p> <p>退職職員が少なく定着していることは評価できます。人配置基準以上の職員配置となっているため、採用計画が欠員確保にとどまっていることは残念です。将来ビジョン（中長期計画）に人材確保と育成盛り込まれることを期待します。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の自己評価表や研修計画票は全養協の資料を基に園に合わせた書式としており、職員像が理解できるようになっています。個人評価表による面接により職員は人事評価が把握できるようになっています。面談の順番はグループリーダー→副園長→園長というプロセスで行われています。半年ごとの面接では意見や要望が出されることも多く園全体の意思疎通が図られ一体感があります。</p> <p>半年ごとの面接では意見や要望が出されることが多く、園全体の意思疎通が図られ一体感があります。明確に「期待する職員像」を明示し、より職員が目指す方向性を示した方が望ましいと思われまます。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の希望により有給休暇が取れるように計画しており、突発的な休暇についてもリーダーや主任→副園長→園長と勤務体制の対応が行われています。時間外労働も把握しています。ストレスチェックを実施しグループリーダーや主任が相談対応しています。コロナ禍前は親交会等が行われていました。まとまった有給休暇は年度初めに計画して取得できる体制を整備しています。「くるみん」を取得し、働きやすい職場に積極的に取り組んでいます。</p> <p>職員メンタルヘルス対応のために外部への相談体制を確保することが望まれます。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の自己評価や研修計画票と年2回の管理者との面談を基に、OJT やOF-JT、各種研修等を実施して職員の育成に努めています。職員は目指す目標が明確となっています。ホーム会議や部署会議等で職員への支援が行われ、スーパーバイズを受ける体制も整備しています。</p> <p>職員誰もが理想とする職員像を描けるような職域ごとや階層ごとの基準を設けることを期待します。</p>		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「職員研修計画」「階層別グループ」の明示、「園外研修等参加一覧」「職員個々の研修計画票」により、研修の基本方針や計画が策定され実施されています。研修内容は年1回職員会議等で見直しが行われています。組織的な研修を実施し、職員の意見も反映されるようにしていることは高く評価できます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>階層別研修や園内研修、園外研修等が確保され職員個々の研修計画票によって職員全員が研修に参加できる体制となっています。また、リーダーや主任からのアドバイス、心理専門職等からスーパービジョンを受ける体制も整備しています。外部の研修情報は園内ネットワーク等を活用して周知され、希望職員へは配慮がなされています。これらの結果として職員の離職者が少なくなっていると思われれます。多様な研修体制とサポート体制により離職者が少ないことは高く評価できます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生受け入れマニュアルを策定し、基本姿勢を明示していることに加え、養成機関との話し合いや園独自のカリキュラムも加えています。専門職種に合わせて実習指導員を配置し、実習指導者会議を実施しています。コロナ禍にもかかわらず保育実習、社会福祉実習等を受け入れており、評価できます。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画・報告、事業予算・決算等の運営状況は随時ホームページで公表されているほか、地域の町内会（第1町会、第2町会）には園だよりの回覧や園の前の掲示板等で公表されています。福祉避難所となっているほか、地域との合同防災訓練や消防団で段ボールベットの作成の訓練等を実施しています。定期的に第三者評価調査を受審して公表しています。学校や地域団体へ園長が講師として講演を行うこともあり、園の運営状況が周知されていることは評価できます。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職務分掌により経営・運営の責任と権限が明確であり、文書管理規程、経理規程等を策定して実施されています。理事会、施設長会議等で経理状況や運営状況が確認され、法人内監査が実施されています。法人内の規定については「見直し委員会」が設置され検討されています。法人外の財務に関する専門職種による監査を実施することが望ましいです。</p>		



## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園だよりを町内で回覧したり、花見やクリスマス会、秋祭り等を地域と一緒に実施しています。また、盆踊り等の町内行事への参加するほか、太鼓クラブでねぶた祭りのときに披露する等、地域とのつながりが強く、交流が活発に行われています。コロナ禍であっても秋まつりを実施しています。体育館は地域へも開放されています。長い歴史で培ってきた地域との交流や地域からの協力は高く評価できます。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア受け入れマニュアルに基づき登録や事前説明が行われています。長年裁縫ボランティアが継続していること、学習支援ボランティアはコロナ禍でも受け入れていることは評価でき、昨年は30人程度のボランティアを受け入れています。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの状況に合わせて必要な関係機関や団体を把握しており、記録に掲載しています。必要な情報は園内ネットワークで共有が図られています。児童相談所や他の児童養護施設とは定期的に連携しネットワーク化されています。児童相談所以外の団体や関係機関とは必要に応じた連携となっています。学校との連携は定期的に連絡や協力を図っています。</p> <p>地域福祉のネットワークや児童に関係する団体との連携を積極的に実施することに期待します。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人では多様な事業を実施しているため、多くの情報を入手して連携する体制となっています。また、地域との連携から地域ニーズを把握することに努めています。園としてはフォスタリング事業を実施するほか、乳児院、児童発達支援センター等の関連事業を展開し地域ニーズに対応しています。</p> <p>地域住民との交流の機会を積極的に活用し地域の具体的な福祉ニーズを把握していくことを期待します。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人は児童養護施設運営にとどまらず、乳児院、保育園、障害児・者支援、高齢者支援と幅広く事業展開しており、地域の福祉ニーズに幅広く応えています。園では地域との防災訓練や福祉避難所、事業継続のための計画策定等、地域への福祉サービス提供を展開しています。</p> <p>地域のまちづくりや行事に参画していますが、地域との連携が限定的です。園の持っている力を地域還元できるよう法人内で連携を図ることを期待します。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全国児童養護施設協議会倫理綱領を活用、また園の支援基準マニュアルの中に、養護方針、理念、基本的事項等、養育・支援の共通理解の為の指針があります。支援基準マニュアルは、ネットワークで共有され、職員がいつでも閲覧できるようになっています。「人権侵害の防止のための点検事項チェックリスト」を子どもの長期休暇前に職員が行い、自らが意識づけを行えるように取り組まれています。ホーム毎の月一回の話し合いの際に、子ども一人ひとりの状況の把握や評価を行う仕組みがあります。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どものプライバシーに関するマニュアルが整備されています。中学生以上は個室を利用しています。プライバシーの確保が難しい共同部屋を利用している子どもについても、着替えの際、カーテンを閉める、着替える場所を変える等の工夫や配慮を行うようにしています。発達の特性に応じて、可能な限り個室を利用できるように取り組まれたり、共同部屋でも一人になりたい状況を理解し、子ども達の境界線を大切に、寄り添う姿勢を大切にしています。子ども同士、個室を行き来しないようなルールとしており、それぞれの年齢・発達の特性に応じて、生活の中で自然に学び合えるように取り組まれています。</p> <p>生活のしおりやすべてのマニュアル（ボランティア・実習生受け入れマニュアル関係他）に、子どものプライバシーに配慮する旨を記載することを期待します。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所受け入れマニュアルを作成しており、生活のしおり、パンフレット、園だより等を使用して説明が行われています。見学の対応は、園の特性上、児童相談所を通して応じています。ホームページにも施設の紹介があり、色々なツールを活用し、情報提供しています。</p> <p>生活のしおりには仮名がふってありますが、文字が多い印象があります。年齢が低いお子様でも理解がしやすいように、絵や写真・イラスト等、楽しく見れるような工夫を期待します。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の入所にあたり、直接対応可能な保護者等に対しては、「ご家族の皆様へ」という文書にて説明を行い、支援の内容、施設での生活や苦情解決の体制を説明しています。また、子どもについては、生活のしおりや大きな家族の本や日課表等を活用して説明し、質問にも丁寧に対応しています。入所時の対応については、ケース記録に残し、その際、各種同意書を説明し、サインを残しています。入所受け入れマニュアルの中に、施設として親族との分離や施設生活への不安に配慮する為の取り組みが明記され、あたたかな雰囲気迎えられるように、子どもと一緒に取り組まれています。また、説明を受けることが困難な保護者や子どもに対する配慮も明文化されています。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>措置変更や地域・家庭への移行にあたり、引継ぎ文書を用意し、入所してから退所になるまでの経過が確認できます。家庭復帰については、家庭支援専門相談員が児童相談所と連携しながら取り組んでいます。また地域移行での退所時には、小さなメッセージカードに、施設・青森県社会的養護自立支援事業「つなぐ」・子どもが生活する地域の NPO 団体等の連絡先を記載し、いつでも連絡をとれる旨を伝え手渡しています。施設の携帯にLINE登録しており、元担当から近況を問い合わせたり、子どもから連絡をとることが可能な状態になっています。退所後の直接的支援は社会的養護自立支援事業に移行していますが、帰省した際に宿泊場所としてお部屋を提供する等、関係性の継続に取り組んでいます。</p> <p>移行にあたってのマニュアルの整備、「退所後の相談体制に関する連絡文書の様式」の整備には至っていませんが、実際に引継ぎ文書のやり取りのほか、メッセージカードにて連絡先の情報提供や施設の携帯LINE登録等の方法を活用しているため、実際の内容を文書としてマニュアル化することを期待します。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年1回子どもと面談をして意向調査を行っています。子どもの意向結果を集計し、運営会議で分析や検討し、職員会議を経て、子どもへフィードバックされています。月1回の自治会には、担当職員も出席しています。自治会では、レクリエーション大会やハロウィン・クリスマス等、子ども自ら行事の準備企画運営を行い、自主性を尊重しながら職員はサポートして取り組んでいます。</p> <p>運営会議等で分析・検討する仕組みとなっていますが、今後は、把握した結果を分析・検討するために、子どもと職員を含めた検討会議が行われることに期待します。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>要望等解決処理規程に基づき苦情受付体制の整備がされ、入所時に保護者や子どもに園内の取り組みを配布・説明されています。園内に意見箱を2か所設置し、苦情解決の為の仕組みを意見箱の上に掲示し、毎日投函されているか確認されています。要望等受付票記載の際、「要望等処理委員会」への申立てを希望するかの意味確認も行われています。ホームページには、プライバシーに配慮した上で苦情内容の内訳を公表しています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>生活のしおりの中に、意見や要望を相談できることが明記され、子どもに説明されています。誰にでも相談できる体制となっていることを周知しており、必要に応じて相談できる場所（園長室・面接室・指導室等）の確保ができています。意見・要望等の処理結果については、個人情報に関する内容を除き、会報等でご家族への公表することになっています。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の為の仕組みを意見箱の上に掲示しています。記録・対応策の検討等を各種会議で話し合い、次月にはフィードバックしています。また、すぐに希望に添えない要望の場合は、子どもの気持ちに寄り添いながら、丁寧な説明を行うようにしています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長をリスクマネジメントの責任者とし、グループ会議での改善案を支援会議で検討しています。ヒヤリハット事例を各主任が子ども毎にまとめ、月1回行われる支援会議の場で報告、検討しています。また、年間を通してヒヤリハット事例をまとめ考察し、安心・安全につなげる取り組みがされています。「ニヤリホッと」事例もまとめられており、子どもの成長を感じられホッとできる取り組みがされています。リスクマネジメント要綱、服薬管理マニュアル・問題行動等マニュアル・災害事故発生時マニュアル・健康と安全マニュアル等が整備され、また、遊具等の安全確認を使用前に職員で行っています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>リスクマネジメント要綱にて、感染症における事業継続計画（BCP）を作成しています。また、コロナウイルス感染症については、青森県立中央病院の看護師により職員勉強会を開催しています。また、感染対応マニュアルの中で平常時の感染予防対策や感染症発生時の対応等、細やかに取り決めされています。感染症発生時は、ホーム毎に食事・排泄等のルールをきめ、感染拡大予防に取り組まれています。感染症はいつでも発生するリスクがありますので、マニュアルの改訂等は随時対応することを期待します。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>リスクマネジメント要綱の中に、大規模災害における事業継続計画（BCP）を作成しています。また、災害・事故発生時の対応マニュアルの中に、火災・自然災害（地震・水害・土砂災害）・Jアラートミサイル発射時の避難等作成されています。月1回の訓練には、避難訓練・ホットライン通報訓練・不審者侵入時訓練等を実施しています。防災会議では、非常用持ち出しリュックの確認を行っています。備蓄等の消費期限については、栄養士が確認を行う仕組みとなっています。</p>		

### Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>支援基準マニュアルが整備されており、ネットワークで共有し、いつでも閲覧できる仕組みになっています。マニュアルには養護方針、理念、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が文書化され、養育・支援の指針となっています。職員は、年1回の自己評価と年2回の面接、また、ホーム毎に、子どもを見守り、適切な養育・支援が実施されているかを確認できる仕組みがあります。悩んだときは、ホームの職員同士で相談・指導し合える環境になっています。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>各種マニュアルは年度末に見直しが行われており、改定記録を残しています。改定にあたっては、子どもからの要望等も参考にし、提案や意見が反映される仕組みがあります。養育・支援にあたっては、自立支援計画に基づき実施し、職員や子どもの意見を踏まえ、検証・見直しが行われるようになっています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>児童相談所からの児童票・児童援助指針を基に、園における生活の行動観察を行い、課題を明確にして自立支援計画を策定しています。支援会議で協議し、職員会議で検討・決定しています。子どもと面談し、目標について本人の意向確認、家族へは直接もしくは手紙等の方法にて、意向確認に取り組んでいます。自立支援計画作成マニュアルに責任者・家庭支援専門相談員の役割を明確にし、多職種チーム（心理療法担当職員・家庭支援専門相談員・主任・事務・厨房職員等）による評価が行われる仕組みになっています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>「自立支援計画作成マニュアル」を整備し、半年に一回のアセスメント、年一回の支援計画の見直しの際は、子どもの最善の利益にむけて、日々の養育実践に活用できるような具体性のある計画を目指しています。支援計画はネットワークで共有されており、毎日の記録により、状況把握しています。自立支援計画を緊急に変更する必要がある場合は、「年度途中変更用策定票」を利用して随時見直しを行っています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>子どもの自立支援計画に添い、日常の様子がケース記録に正しく記録できるまで新人職員に6ヶ月を目途にOJT教育を実施しています。また、記録のネットワーク化が行われたことにより、全職員が閲覧でき、不適切な記録であった場合はコメントを送れるようになっています。さらに修正箇所がある場合は、再度全職員の確認が必要となり、新人職員だけでなく、記録の書き方、支援の方法・観察等、全職員の学びの場になっています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>「個人情報保護規程」「文書管理規程」が整備され、園長を責任者として、子どもに関する記録は、事務室にて鍵付きの書庫で管理されています。職員が閲覧する場合は、事務室内でのみ閲覧可となっています。また、書類の保存期間・廃棄一覧にて管理されています。パソコンネットワーク内へは、外部からの侵入はできない独立型の仕組みとなっており、園内からのみ閲覧可とし、入退室の記録も確認できます。職員のスマートフォンは子どもの前では使用しないよう教育されています。</p>		

## A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画に「入所児童の権利擁護」を目標に掲げ、権利ノートや「要保護児童虐待防止ガイドライン」の学習、体罰等禁止手順マニュアル等の整備がされており、ホーム会議や支援会議、職員会議等で周知・共有され、実践されています。子ども自治会やホームミーティングで子どもの意見や要望が表明できる機会を設け、対応しています。</p> <p>日常場面や些細なことにも気を付けており、権利侵害の防止に努めていることは高く評価できます。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「自分の心を見つめ 自他を大切に子ども」を重点目標とし、ホームミーティングで職員が子どもの意見や要望を聴き、対応することで子ども自身に権利意識が醸成されています。意見箱の設置付近にはわかりやすい文書で説明がなされ、意見や要望があり子どもが権利意識を持っていることが分かります。</p> <p>職員があらゆる場面で子どもの権利を意識し、子どもは権利について場面ごとに考え行動できるようにかかわっていることは高く評価できます。</p>		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園後は子どもの成長を写真に記録し、年1回職員とアルバム作りをしています。子どもの入所理由や生き立ちについては職員会議や支援会議等で検討され、児童相談所とも相談の上、慎重に検討し伝える取り組みを行なっています。子どもへの影響を考慮し、いつ、どのように、誰が伝えるのか等、細心の注意をもって検討されていることは高く評価できます。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「要保護児童虐待防止ガイドライン」「体罰等禁止手順」就業規則、「倫理要領」「支援基準マニュアル」等に基づき、細心の注意をもって虐待防止に努めています。運営審議委員会による第三者の目が入るようになっていきます。「被措置児童等虐待の届出・通告制度」は職員間で共有して対応できるようになっています。「ヒヤリ・ハット」にとどまらず、「にやり・ホッと」という子どもが安心できたり肯定的なことも記録できるようにしており、高く評価できます。</p>		
A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A-1-(5)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者や児童相談所からの情報や意見交換、見学時の面談等から子どもの生活状況や不安等を把握しています。支援会議や職員会議で共通認識を持ち、入園にあたっては子どもたちに受け入れのための配慮等を伝え受け入れています。家庭復帰や施設変更等にあたっては、引継ぎ文書を作成して継続性を確保しています。特別な配慮が必要な場合は心理専門職員が支援する体制になっています。</p>		

A⑥	A-1-(5)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭復帰では家庭支援専門員と児童相談所が連携してリービングケアを実施しています。社会生活への移行は子どもの意向や要望を基にホーム職員との話し合い、支援会議等で方針を決め、自立できるように支援しています。その際、子どもの思いを優先して決められています。退園後のサポートとしてNPO法人や自立支援事業所と連携して支援を行っています。</p> <p>職員と子どものつながりが強く退所後も支援をしています。退所後の相談体制を園として策定することで退園者がより相談しやすくなると考えられます。また、退園者が参加しやすい園の行事や催しに誘ったり、退園者同士の交流の場を設けることを期待します。</p>		

## A-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童意向調査を1対1の面談形式にて行い、一人ひとりの気持ちを汲み取るように取り組まれています。年齢別の子どもへの理解をマニュアル化しており、さらに子どもの生育歴、発達段階の特性などを踏まえ、個別の対応をしています。心理療法担当職員は、職員へのアドバイスを含め、子どもの声にならない心の声に耳を傾けようと一人ひとりに向き合っているように取り組まれています。問題行動の奥にある子どもの気持ちに寄り添って取り組んでいることが、アンケート調査からも読み取れます。</p>		
A⑧	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもにとって、安心・安全な人や環境を提供できるように、「あたたかなおいしい食事」「安心できる睡眠」「プライバシーの確保がされた住環境」「自分の気持ちを表すことのできる大人の存在」等、取り組まれています。基本的に担当職員との関係性が途切れることのないように配慮されており、子どもとの時間を大切に、一人の時間も大切にできるように養育・支援に取り組んでいます。夜は子どもと添い寝する等、安心できるように取り組まれています。</p>		
A⑨	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ユニット内での自分の役割や自主的な行動を職員は応援し、伴走者として見守っています。できることやしたい事の思いを受け止め、お手伝いも主体的に行えるようになっていきます。また、友達や学校関係の悩みに職員は耳を傾け、本人の主体性を尊重しつつ、つまずきや失敗の体験が大切であることを理解し、今できる経験を大切にしています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの状況に応じて学びの場を確保し、学習指導員による勉強のフォローや学習塾の活用等、柔軟に対応しています。遊びについては、運動場や体育館を活用し、一定のルールの中で活用されています。携帯電話を持つときも、スマートフォン講習を実施し、ルールを守ることで自分が守られるということの理解を促しています。子ども達からのWi-Fiの希望については、教育上の機会を確保することと、子どもの健康や安全を害することにもつながるため、慎重に検討を重ねています。</p>		

A11	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ユニット毎に目標やルールがあり、大人や子ども同士と一緒に過ごす中に、日常的な生活習慣を習得できるような養育・支援に取り組んでいます。色々な人との関わり・経験を積めるように、環境や機会を確保し、子どもの発達段階に応じて、個別的・集団的にアプローチしています。携帯電話使用にあたっては、一定のルールを定め、講習会を通し、トラブルに巻き込まない・巻き込まれないように細心の注意を払っています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A12	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>青空教室として法人の農場を活用し、収穫体験や農作物を利用した調理等を取り入れています。ユニット毎に食卓を囲み、会話を楽しみながら食事ができる家庭的な環境になっています。定期的な嗜好調査を行い、残食は厨房により毎日記録しています。残食の状況や子ども達のリクエストを考慮しながら献立に取り入れています。「食事についてのマニュアル」が整備され、部活やアルバイトで遅くなる子どもには、電子レンジで温める等してユニット毎に対応しています。子どもの誕生日をお祝いしたり、自分たちで調理をする機会を作るなど食育の機会を大切にしています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A13	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの衣類は、年2回担当職員と買い物に出かけ、子どもの希望を確認しながら購入していますが、高校生は友達と出かけることも増えます。季節の衣類の入れ替えも担当職員と一緒に、アイロンがけや衣類の補修等、子どもと会話しながら対応しています。難しい補修については、ボランティアを活用するなどの体制があります。個々にタンスがあり、自分で管理できるように養育・支援しています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A14	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「生活環境の整備マニュアル」を作成し、日常的な整理整頓や清掃の手引きになっています。中学生以上は個室となっており、各々掃除をしています。共有スペースはルールを決めて毎日掃除を行っています。日常の掃除以外に、年3回大掃除の日を設け、チェックリストを活用し子どもと一緒に環境整備に取り組んでいます。小学生以下は相部屋となっていますが、一人ひとりの机や収納スペースが確保され、自分たちの落ち着く場所で過ごしています。破損箇所は放置せず、早めに修繕し居心地の良い空間となるように取り組んでいます。</p>		



A-2-(5) 健康と安全		
A15	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所と連携し、必要な受診につなげるように取り組んでいます。病状により担当職員や看護職員が受診に付き添いするようにし、子どもが安心できるように取り組まれています。子どもは年2回学校と嘱託医による検診、歯科検診をうけ、一人ひとりの心身の健康管理に努めています。看護師により感染症やアレルギー症状への対処方法を職員共有する等、常に知識を深めるように取り組まれています。子どもの変化を見逃さず、必要な支援につなげると共に、一人ひとりの健康管理記録が整備され、継続的な支援につなげています。「服薬管理マニュアル」を整備し、誤飲等の予防に努めています。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A16	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年齢・発達段階に応じたカリキュラムを用意しています。「生と性の学び」を単に年齢だけでわけるのでなく、子どもの発達に応じた年齢別・男女別に行っています。相手との距離感、プライベートゾーンの説明等を通し、施設の重点目標である「自分の心を見つめ 自他を大切に子ども」の学びにつなげています。子どもが楽しくわかりやすく学べるようにクイズを取り入れる等、工夫をしています。ユニット毎や各居室に他者を入れないように指導する中でも、日常生活の中での学べるように取り組んでいます。今後も子どもの性に関する教育は、学校における指導も踏まえ、子どもがまず自分自身を大切にすることができるように、発達段階に応じて正しく理解するために、日常生活の中で考えたり話し合ったりすることが大切だと思しますので、職員は子どもの学びを通して、何度も検証しながら、継続的に工夫を重ねて取り組むことを希望します。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A17	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「問題行動等対応マニュアル」「性的問題行動対応マニュアル」を整備し、各種問題行動の対応を定めています。職員は子どもの問題行動のみにとらわれないように、子どもの生育歴や背景に配慮しながら、部署主任、基幹的職員、施設長等、チームで検討を行うように取り組んでいます。必要に応じて医療機関・児童相談所等、関係機関との連携に取り組み、問題行動を通し、他の子どもへの影響や安全面への配慮、また本人の気持ちに寄り添いながら一人ひとり向き合う姿勢を大切にしています。</p>		
A18	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は子ども間でのいじめ等が起きないように、注意深く観察し、問題意識をもって関わりをもっていきます。問題行動がおこらないように、また年齢の上下で関係性が決まってしまうことのないように子ども同士で指示しあうことをしないように指導しています。課題がある子どもへは医療・児童相談所等と連携しながら、施設長や心理療法担当職員、直接処遇職員等と施設全体で話し合い、取り組むようにしています。子どもがSOSを出せるように、面談の機会を活用し、注意深く傾聴するように取り組んでいます。</p>		

A-2-(8) 心理的ケア		
A19	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>心理療法担当職員を配置し、児童相談所からの援助指針をもとに心理支援プログラムを作成し、個別の心理面談に取り組んでいます。自立支援計画作成にあたり、心理的ケアに関する記載があり、心理療法担当職員より直接処遇職員へアドバイスを行う等、心理的ケアに力を入れながら子どもにとって最善の養育・支援につながるよう取り組んでいます。児童精神科の医師や児童相談所の心理士と連携し、子どもが、信頼し安心して自分の気持ちを表現できるように働きかけています。</p>		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A20	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日課に学習時間を設け、それぞれの学習機があり学習環境を整えています。学習指導員の雇用やボランティアの受け入れを行い、個々の基礎学力の向上につなげています。また、高校受験にあたり、地域の学習塾に通う等、必要な支援につなげています。特別支援学級への通学も支援しています。職員は、学校の先生と忘れ物や学びの進捗状況を確認しながら連携しています。</p>		
A21	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが進路選択を考えるにあたり、それぞれが希望をもって生活できるように、職員は否定せず考えや目標・夢を聞いてくれています。必要な情報を一緒に調べたり、相談にのってくれ、自分で考え伝えることができるように支援しています。本人の気持ちを大切にしつつ、保護者・学校・児童相談所等の意見も聞き自己決定できるようにしています。法人独自の取り組みはないものの、必要な制度や支援が情報提供できるように取り組まれています。</p> <p>社会情勢や国の施策が目まぐるしく変化する時代の中で、その時々で子どもの最善の利益が損なわれることのないように支援することが望まれます。子どもの能力でなく、環境により希望の進路をあきらめる子どもがいないよう期待します。</p>		
A22	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>高校生から希望によりアルバイトを行っています。県内の職場見学等を行い、社会経験や将来働くイメージが持てるように推奨しています。アルバイトをすることで得られる社会性の獲得を本人と共有し、成功体験を積み重ねる機会になるよう取り組んでいます。職場実習や職場体験等は学校のカリキュラムに沿って行っています。</p> <p>アルバイトの受け入れ先があることは、社会経験の拡大となり子どもの利益につながるため、アルバイト先を積極的に開拓することを期待します。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A23	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時に、保護者に対して、家庭支援専門相談員の役割や、子どもへの支援方針等を説明しています。児童相談所と連携し、家庭養育の役割や重要性の理解を促す取り組みを継続しています。家庭支援専門相談員が保護者との窓口となり、家庭養育に至る不安や葛藤等、保護者に寄り添いながら、子どもとの面会や外出、一時帰宅への取り組みに向け、慎重に進めています。学校行事や施設行事への参加を促したり、少しずつ子どもと保護者が交流を持てるよう取り組んでいます。</p>		

A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A24	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所と連携し、保護者との連絡調整を通し、親子関係の再構築にむけて、保護者と信頼関係を築けるように取り組んでいます。家庭復帰や里親委託等、子どもが家庭養育を受けられるように取り組んでいます。退所後に再入所に至るケースもあり、子どもの家庭復帰にむけては慎重に時間をかけて、児童相談所との連携を密に、退所後の相談窓口になり、家庭訪問等一定期間フォローしています。</p>		